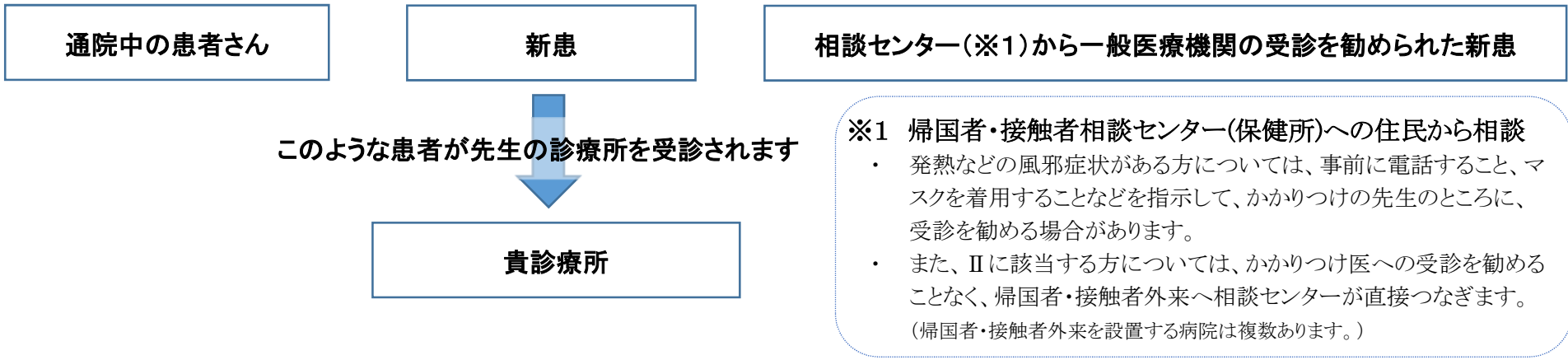


診療所における新型コロナウイルス感染症に係る基本的な対応

令和2年3月11日 松江保健所



●下記Ⅰの患者さんを診察し新型コロナウイルス感染症を疑われましたら、別添の「診療情報提供書」を作成し、相談センター(保健所)にお電話ください。当該患者さんに帰国者・接触者外来への受診を案内します。

●帰国者・接触者外来で再度問診をとる手間を省くため、取り急ぎ、電話で相談センターに「診療情報提供書」の内容を伝えてください。その際、帰国者・接触者外来である病院を、相談センターがお知らせします。

帰国者・接触者相談センター 電話:0852-33-7673(24時間対応)

Ⅰ 相談・受診の目安(2月17日に厚生労働省が公表)を知って受診された患者さんについて

【受診の目安】(患者自身が、受診するかどうか判断する目安)

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)あり

下記については、上記症状が2日程度続く場合

- 高齢者
- 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方、透析患者
- 免疫抑制剤や抗がん剤等で治療中等の患者さん
- 妊婦

かつ

《下記Ⅱ以外でPCR検査を行う場合①～③》(2月27日厚生労働省事務連絡)

診察の結果、以下の①～③いずれかに該当する場合は、新型コロナ感染症を疑う者として保健所が受診調整し、帰国者・接触者外来となる病院へ紹介いただき、紹介先での診療時にPCR検査の検体采取します。(担当医師の判断で検査しない場合があります。)

① 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる

② 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる(※1)

③ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※1 ②は風邪と診断、投薬した患者で数日たっても症状が改善しない、または増悪するような例です。

先生の方から、患者さんにはこのようなことがあったら再受診するようご指導願います。

●下記Ⅱの患者さんが窓口に来られた場合や電話をかけてこられた場合は、本人から相談センターに電話するように助言してください。診察は不要です。

Ⅱ 新型コロナウイルス感染が疑われる患者さんの要件

症状: 発熱(37.5℃以上)または 呼吸器症状あり	かつ	暴露歴: 新型コロナウイルス感染症であることが確定した者と濃厚接触歴(※2)がある
症状: 発熱(37.5℃以上)かつ 呼吸器症状あり	かつ	暴露歴: 症状がでる二週間以内に、 流行地域(※3)に滞在した または 流行地域に滞在歴のある者と濃厚接触がある
症状: 発熱、呼吸器症状があり集中治療、入院治療が必要な重症例	かつ	特定の感染症と診断できない

※2 濃厚接触とは

- 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

※3 3月11日時点での流行地域: 中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱(テグ)広域市および慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、洪谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡並びにイラン・イスラム共和国ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州、イタリア共和国ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバルディア州並びにサンマリノ共和国